

雇用ニュース

つがる
2024

7月号(6月内容)

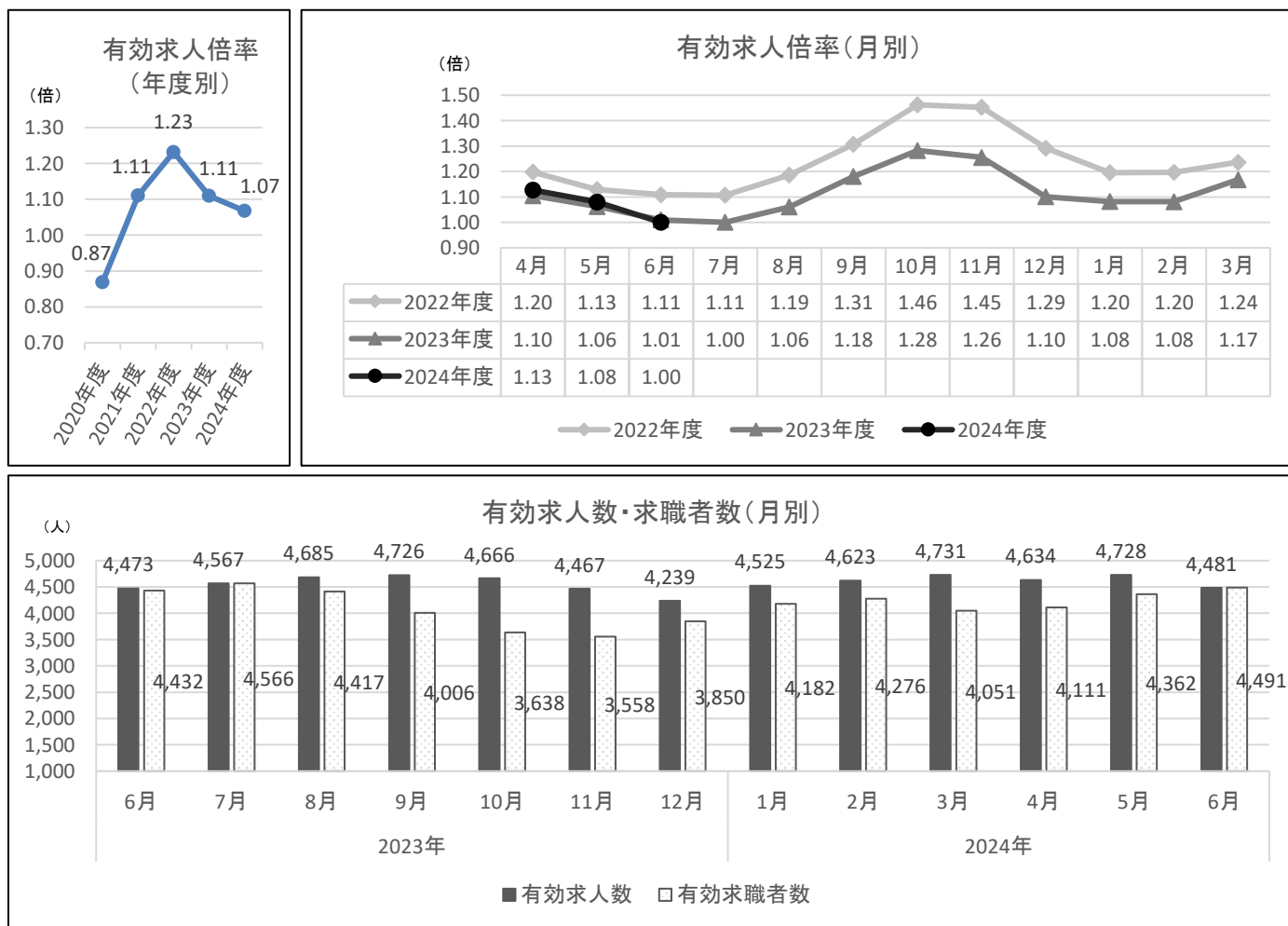


ハローワーク弘前（弘前公共職業安定所）

〒036-8502 弘前市南富田町5-1

TEL 0172-38-8609

●有効求人数・求職者数・求人倍率の推移



○求人・求職の状況

- 有効求人倍率は1.00倍となり、前年同月より0.01ポイント下回りました。また、前月比では0.08ポイント下回りました。
- 有効求職者数は4,491人で、対前年同月比1.3%（59人）増加しました。
- 有効求人数は4,481人で、対前年同月比0.2%（8人）増加しました。
- 新規求職申込件数は1,005件で、対前年同月比5.3%（56件）減少しました。
- 新規求人数は1,500人で、対前年同月比8.6%（142人）減少しました。
- 就職件数は315件で、対前年同月比0.6%（2件）減少しました。

●一般職業紹介状況（管内）

1. 全数

	2024年	2023年	増減数	増減率(%)	2024年度	2023年度	増減数	増減率(%)
	6月	6月			6月(累計)	6月(累計)		
新規求人数 (人)	1,500	1,642	▲ 142	▲ 8.6	5,042	4,839	203	4.2
月間有効求人数 (人)	4,481	4,473	8	0.2	13,843	13,752	91	0.7
新規求職申込件数 (件)	1,005	1,061	▲ 56	▲ 5.3	3,349	3,344	5	0.1
月間有効求職者数 (人)	4,491	4,432	59	1.3	12,964	12,996	▲ 32	▲ 0.2
紹介件数 (件)	784	835	▲ 51	▲ 6.1	2,525	2,409	116	4.8
就職件数 (件)	315	317	▲ 2	▲ 0.6	1,006	1,017	▲ 11	▲ 1.1
就職率 (%)	31.3	29.9	1.4	*	30.0	30.4	▲ 0.4	*
新規求人倍率 (倍)	1.49	1.55	▲ 0.06	*	1.51	1.45	0.06	*
有効求人倍率 (倍)	1.00	1.01	▲ 0.01	*	1.07	1.06	0.01	*

注) 学卒を除きパートタイムを含む。

2. 常用的フルタイム

	2024年	2023年	増減数	増減率(%)	2024年度	2023年度	増減数	増減率(%)
	6月	6月			6月(累計)	6月(累計)		
新規求人数 (人)	800	895	▲ 95	▲ 10.6	2,803	2,589	214	8.3
月間有効求人数 (人)	2,622	2,536	86	3.4	8,200	7,751	449	5.8
新規求職申込件数 (件)	490	528	▲ 38	▲ 7.2	1,796	1,863	▲ 67	▲ 3.6
月間有効求職者数 (人)	2,419	2,450	▲ 31	▲ 1.3	7,435	7,534	▲ 99	▲ 1.3
紹介件数 (件)	424	478	▲ 54	▲ 11.3	1,398	1,359	39	2.9
就職件数 (件)	172	168	4	2.4	542	528	14	2.7
就職率 (%)	35.1	31.8	3.3	*	30.2	28.3	1.9	*
新規求人倍率 (倍)	1.63	1.70	▲ 0.07	*	1.56	1.39	0.17	*
有効求人倍率 (倍)	1.08	1.04	0.04	*	1.10	1.03	0.07	*

注) 学卒及びパートタイムを除く。

3. 常用的パートタイム

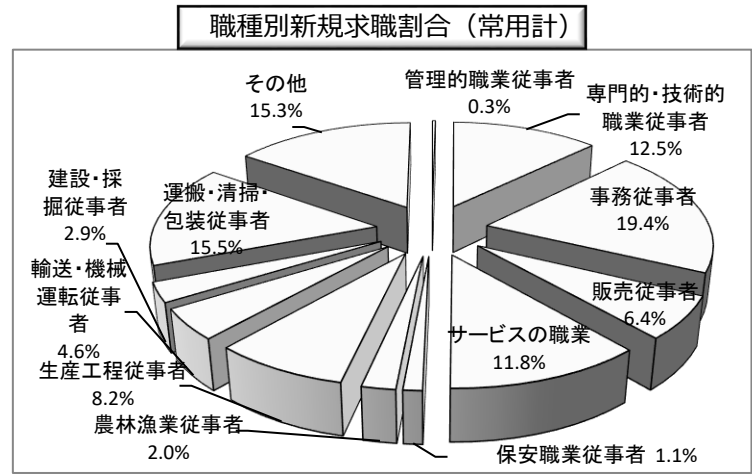
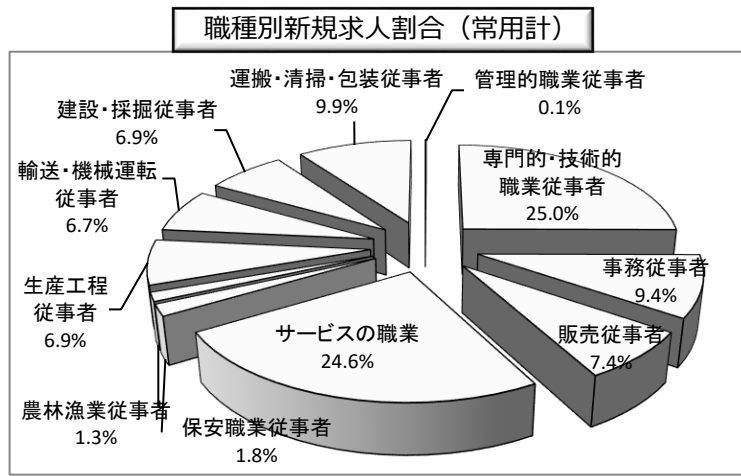
	2024年	2023年	増減数	増減率(%)	2024年度	2023年度	増減数	増減率(%)
	6月	6月			6月(累計)	6月(累計)		
新規求人数 (人)	396	422	▲ 26	▲ 6.2	1,412	1,469	▲ 57	▲ 3.9
月間有効求人数 (人)	1,251	1,331	▲ 80	▲ 6.0	4,076	4,157	▲ 81	▲ 1.9
新規求職申込件数 (件)	295	285	10	3.5	1,074	1,044	30	2.9
月間有効求職者数 (人)	1,595	1,546	49	3.2	4,593	4,608	▲ 15	▲ 0.3
紹介件数 (件)	285	278	7	2.5	889	814	75	9.2
就職件数 (件)	112	122	▲ 10	▲ 8.2	366	378	▲ 12	▲ 3.2
就職率 (%)	38.0	42.8	▲ 4.8	*	34.1	36.2	▲ 2.1	*
新規求人倍率 (倍)	1.34	1.48	▲ 0.14	*	1.31	1.41	▲ 0.10	*
有効求人倍率 (倍)	0.78	0.86	▲ 0.08	*	0.89	0.90	▲ 0.01	*

◆ 新規求人倍率 = 新規求人数 ÷ 新規求職申込件数

◆ 有効求人倍率 = 有効求人数 ÷ 有効求職者数

◆ 就職率 = 就職件数 ÷ 新規求職申込件数 × 100

◇ 「常用的」とは雇用期間が4ヶ月以上又は定めがないもの



注) 平成21年12月改定の「日本標準職業分類に基づく区分」に基づく区分

4. 職種別求人・求職・紹介状況（常用計）

(単位: 人, 件, 倍)

職業分類	項目	新規求人数	有効求人数	新規求職申込件数	月間有効求職者数	紹介件数	就職件数	充足数	有効求人倍率
職業計		1,196	3,873	785	4,014	709	284	302	0.96
A	管理的職業従事者	1	14	2	6	-	-	0	2.33
B	専門的・技術的職業従事者	299	850	98	535	105	46	46	1.59
C	事務従事者	113	339	152	870	175	48	51	0.39
D	販売従事者	89	344	50	246	47	15	11	1.40
E	サービスの職業	294	1,015	93	460	130	72	76	2.21
F	保安職業従事者	21	71	9	40	21	9	12	1.78
G	農林漁業従事者	16	60	16	83	10	5	5	0.72
H	生産工程従事者	82	295	64	313	58	23	25	0.94
I	輸送・機械運転従事者	80	240	36	136	41	16	15	1.76
J	建設・採掘従事者	82	298	23	86	12	5	12	3.47
K	運搬・清掃・包装等従事者	119	347	122	693	110	45	49	0.50
	分類不能の職業	-	-	120	546	-	-	-	-

◆充足数：自安定所の求人が安定所（他安定所を含む）の紹介斡旋により、求職者と結びついた件数

注) 平成21年12月改定の「日本標準職業分類に基づく区分」に基づく区分

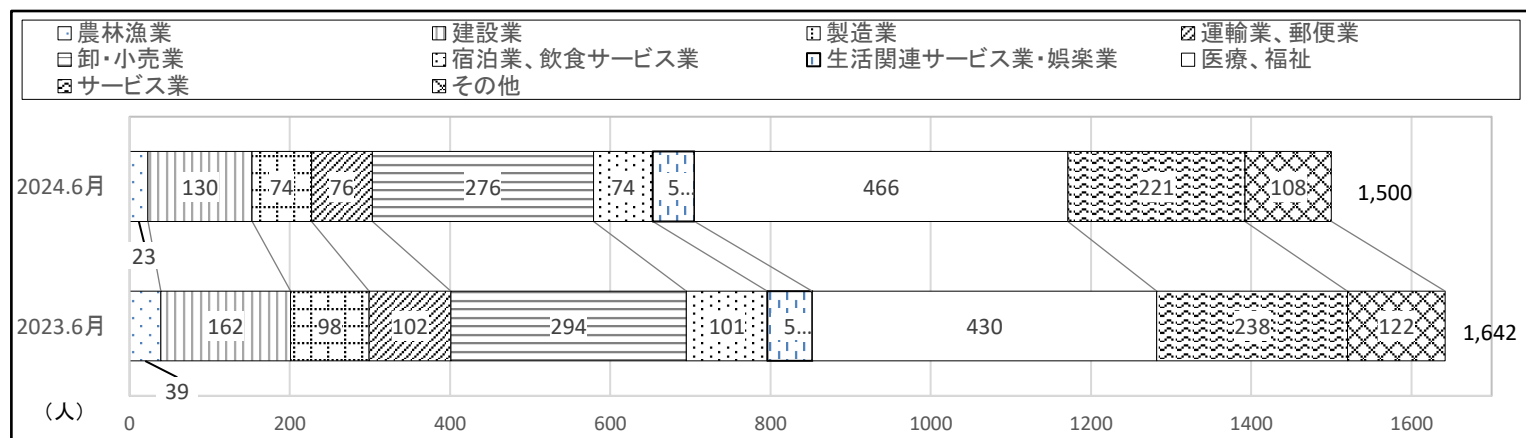
5. 年齢別・職種別有効求職者数（常用計）

(単位: 人)

職業分類	年齢計	24歳以下	25~34歳	35~44歳	45~54歳	55~64歳	65歳以上	55歳以上の割合
職業計	4,014	306	755	742	800	868	543	35.2%
A	6	1	2	1	0	1	1	33.3%
B	535	38	114	111	105	98	69	31.2%
C	870	81	218	180	189	131	71	23.2%
D	246	21	56	44	45	54	26	32.5%
E	460	45	59	89	88	110	69	38.9%
F	40	3	2	1	5	11	18	72.5%
G	83	4	11	9	12	21	26	56.6%
H	313	25	65	64	73	63	23	27.5%
I	136	1	15	17	29	41	33	54.4%
J	86	10	6	12	11	21	26	54.7%
K	693	36	94	120	140	196	107	43.7%
	546	41	113	94	103	121	74	35.7%

注) 平成21年12月改定の「日本標準職業分類に基づく区分」に基づく区分

6. 産業別新規求人数（全数）



フリーランスの取引に関する 新しい法律が11月にスタート！

「フリーランス・事業者間取引適正化等法」が
2024年11月1日に施行されます。

法律の目的

この法律は、フリーランスの方が安心して働ける環境を整備するため、

①フリーランスの方と企業などの発注事業者の間の取引の適正化 と

②フリーランスの方の就業環境の整備

を図ることを目的としています。

法律の適用対象

発注事業者からフリーランスへの「業務委託」（事業者間取引）

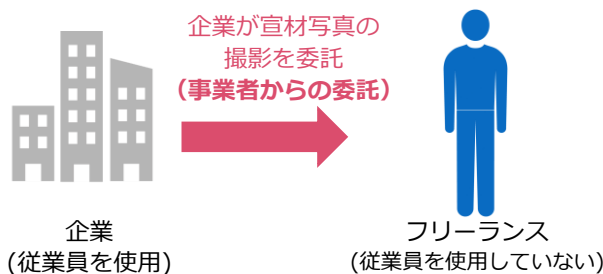
フリーランス 業務委託の相手方である事業者で、従業員を使用しないもの

発注事業者 フリーランスに業務委託する事業者で、従業員を使用するもの

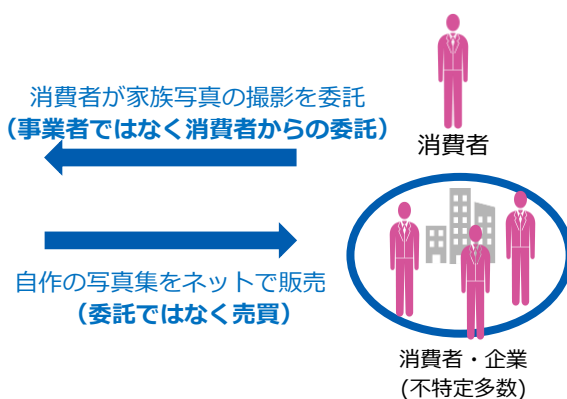
※ 一般的にフリーランスと呼ばれる方には、「従業員を使用している」「消費者を相手に取引をしている」方も含まれる場合がありますが、これらの方はこの法律における「フリーランス」にはあたりません。

例：フリーランスとして働くカメラマンの場合

この法律の対象



この法律の対象外



- この法律上は、フリーランスは「特定受託事業者」、発注事業者は「特定業務委託事業者」「業務委託事業者」とされていますが、このリーフレットでは伝わりやすさを優先し、それぞれ「フリーランス」、「発注事業者」と表現しています。
- 「従業員」には、短時間・短期間等の一時的に雇用される者は含まれません。具体的には、「週労働20時間以上かつ31日以上の雇用が見込まれる者」が「従業員」にあたります。
- 特定の事業者との関係で従業員として雇用されている個人が、副業で行う事業について、事業者として他の事業者から業務委託を受けている場合には、この法律における「フリーランス」にあたります。
- なお、契約名称が「業務委託」であっても、働き方の実態として労働者である場合は、この法律は適用されず、労働基準法等の労働関係法令が適用されます。

法律の内容

発注事業者が満たす要件に応じてフリーランスに対しての義務の内容が異なります。

発注事業者

義務項目

フリーランス

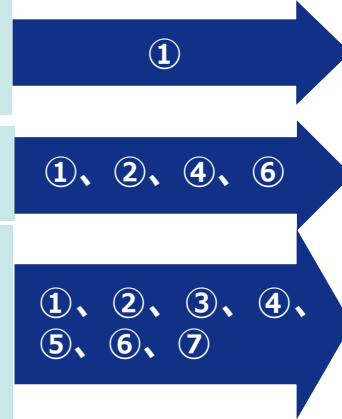
- フリーランスに業務委託をする事業者
- 従業員を使用していない

※フリーランスに業務委託するフリーランスも含まれます。

- フリーランスに業務委託をする事業者
- 従業員を使用している

- フリーランスに業務委託をする事業者
- 従業員を使用している
- 一定の期間以上行う業務委託である

※「一定の期間」は、③は1か月、⑤⑦は6か月です。契約の更新により「一定の期間」以上継続して行うこととなる業務委託も含まれます。



- ・ 業務委託の相手方である事業者
- ・ 従業員を使用していない



義務項目	具体的な内容
① 書面等による取引条件の明示	業務委託をした場合、書面等により、直ちに、次の取引条件を明示すること 「業務の内容」「報酬の額」「支払期日」「発注事業者・フリーランスの名称」「業務委託をした日」「給付を受領/役務提供を受ける日」「給付を受領/役務提供を受ける場所」「(検査を行う場合)検査完了日」「(現金以外の方法で支払う場合)報酬の支払方法に関する必要事項」
② 報酬支払期日の設定・期日内の支払	発注した物品等を受け取った日から数えて60日以内のできる限り早い日に報酬支払期日を設定し、期日内に報酬を支払うこと
③ 禁止行為	フリーランスに対し、1か月以上の業務委託をした場合、次の7つの行為をしてはならないこと ●受領拒否 ●報酬の減額 ●返品 ●買ったとき ●購入・利用強制 ●不当な経済上の利益の提供要請 ●不当な給付内容の変更・やり直し
④ 募集情報の的確表示	広告などにフリーランスの募集に関する情報を掲載する際に、 ・虚偽の表示や誤解を与える表示をしてはならないこと ・内容を正確かつ最新のものに保たなければならないこと
⑤ 育児介護等と業務の両立に対する配慮	6か月以上の業務委託について、フリーランスが育児や介護などと業務を両立できるよう、フリーランスの申出に応じて必要な配慮をしなければならないこと (例) ・「子の急病により予定していた作業時間の確保が難しくなったため、納期を短期間繰り下げたい」との申出に対し、納期を変更すること ・「介護のために特定の曜日についてはオンラインで就業したい」との申出に対し、一部業務をオンラインに切り替えられるよう調整すること など ※やむを得ず必要な配慮を行うことができない場合には、配慮を行うことができない理由について説明することが必要。
⑥ ハラスメント対策に係る体制整備	フリーランスに対するハラスメント行為に関し、次の措置を講じること ①ハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化、方針の周知・啓発、②相談や苦情に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、③ハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応 など
⑦ 中途解除等の事前予告・理由開示	6か月以上の業務委託を中途解除したり、更新しないこととしたりする場合は、 ・原則として30日前までに予告しなければならないこと ・予告の日から解除日までにフリーランスから理由の開示の請求があった場合には理由の開示を行わなければならないこと

● 発注事業者の義務の具体的な内容などは、政省令・告示などで定めております。詳細な法律等の内容や最新の情報については、関係省庁のホームページをご覧ください。

- 項目①～③については、公正取引委員会・中小企業庁、
- 項目④～⑦については、厚生労働省（都道府県労働局）までお問合せください。



内閣官房



公正取引委員会



中小企業庁



厚生労働省